

# 令和8年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金 交付要綱

令和8年5月13日制定  
公益社団法人青森県トラック協会

## (趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、青森県が定める令和8年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて、トラックドライバーの高齢化の進行により将来的なトラックドライバーの不足が懸念されている貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第3条に定める一般貨物自動車運送事業を営業者、同法第35条に定める特定貨物自動車運送事業を営業者。以下「トラック運送事業者」という。）に対して、予算の範囲内で令和8年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等についてはこの要綱の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、青森県内に本社を置くトラック運送事業者及び県外に本社を置く法定中小企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員300人以下）で、県内に支店・営業所を置くトラック運送事業者のうち、その主な事業として、自ら使用権原を有する車両（被牽引車を除く。）を用いて貨物運送事業を行う者であり、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間（以下「対象期間」という。）に、従業員が取得した道路交通法第84条第3項に規定する大型自動車免許、中型自動車免許及び牽引免許（以下、「大型免許等」という。）の取得費用を自動車教習所に支払っている者で、今後も事業継続の意思がある者とする。

## (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が対象期間に自動車教習所に支払った大型免許等の取得に要した以下に掲げる経費（経費に充てるべき国、公益社団法人全日本トラック協会又は公益社団法人青森県トラック協会からの補助金・助成金の額がある場合には、経費から当該額を控除するものとする。）の合計額とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、特例教習料  
効果測定料、教材費、写真代、検定料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は以下の表の補助上限額のいずれか低い額とする。

取得区分	要件・上限
大型A	免許取得日において、19歳以上21歳未満の者 1人当たり28万5千円
大型B	免許取得日において、21歳以上36歳未満かつ普通免許等の免許保有期間が3年未満の者 1人当たり26万3千円
大型C	上記A及びBのいずれにも該当しない者 1人当たり17万円
中 型	7万円
けん引	5万円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするトラック運送事業者は、青ト協に対し、令和8年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金交付申請書（様式1）及び必要書類を、令和9年3月1日（月）までに提出しなければならない。（郵送の場合、3月1日（月）必着）

(交付の決定)

第6条 青ト協は、補助対象者から補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、様式4により速やかに補助金の交付決定をするものとする。

- 2 補助対象者は、補助金の交付に係る帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 青ト協は、補助対象者からの補助金の交付申請の内容に虚偽があった場合には、交付決定後であってもこれを取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 青ト協は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、補助金の交付の決定を取り消されたトラック運送事業者に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項について、別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年5月13日から施行する。